

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称	獣畜のとさつ後検査		
根拠条例・規則等名	と畜場法		
条 項	第14条第2項		
所 管 部 課	保健衛生局 保健部 食肉衛生検査所（電話：048-851-4100）		
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (許認可の性質上、個々の申請について、個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、事案ごとの裁量が大きく、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため。)	
	設定等年月日	平成 年 月 日	設定平成 年 月 日 最終改正
標準処理期間	期 間 (未設定の場合はその理由)	即日	
	設定等年月日	平成28年5月9日	設定平成 年 月 日 最終改正
	備 考		